

議案第十五号

区政情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について
右の議案を提出します。

令和七年三月三十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

区政情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

令和六年四月一日に提起された、令和六年三月五日付け区政情報開示決定に係る審査請求について、別紙のとおり裁決します。

（説 明）

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十四条の規定に基づき、提起された審査請求に対する裁決を行うため、この議案を提出します。

(案)

6 中教庶第 4 9 9 号

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 中央区教育委員会

審査請求人が令和 6 年 4 月 1 日に提起した、処分庁による中央区情報公開条例(平成 1 3 年 1 0 月中央区条例第 2 9 号。以下「条例」という。)第 1 1 条第 1 項の規定に基づく区政情報開示決定(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第 1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 6 年 2 月 6 日、処分庁に対し、条例第 7 条の規定により、「教育委員会事務局学校施設課において、2 0 2 1 年 1 月 1 日から今日に至るまでの間に開催された内部会議の資料と議事録、それらを関係者間で共有した電子メール」の区政情報開示請求を行った(以下「本件開示請求」という。)
- 2 処分庁は、本件開示請求に対し、教育委員会事務局学校施設課(以下「担当課」という。)が保有する次の 1 1 点の文書(以下「本件対象文書」という。)を特定するとともに、担当課以外は保有していないことを確認し、本件処分を行った。

日本橋中学校改築計画に係る区民文教委員会宛て報告資料についての決裁文書(令和 4 年 9 月 5 日付け 4 中教施第 1 1 0 号)

「日本橋中学校仮校舎建設事前調査業務委託業務」に係る受注者との打合せ記録(第 1 回、令和 4 年 1 0 月 2 7 日開催)

同打合せ記録(第 2 回、同年 1 1 月 1 0 日開催)

同打合せ記録(第 3 回、同月 2 4 日開催)

同打合せ記録（第４回、同年１２月２７日開催）

同打合せ記録（第５回、令和５年１月２０日開催）

同打合せ記録（第６回、同年３月２４日開催）

「日本橋中学校仮校舎建設事前調査業務委託業務」に係る「樹木調査報告書」及び「樹木移植計画報告書」（令和５年３月作成）

日本橋中学校改築準備協議会逐語録（第１回、令和５年６月３０日開催）

同協議会逐語録（第２回、同年８月２９日開催）

同協議会逐語録（第３回、令和６年１月１８日開催）

- ３ 審査請求人は、令和６年４月１日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、本件処分を不服として本件審査請求を行った。
- ４ 審査庁である中央区教育委員会は、本件審査請求に対し、行政不服審査法第９条第３項の規定による読替え後の同法第２９条第２項の規定により、本件審査請求は棄却されることが妥当であるとする令和６年７月１８日付け弁明書を作成し、同条第５項の規定により、これを審査請求人に送付した。
- ５ 審査庁は、令和６年８月１日、条例第１７条第１項及び同条第３項の規定により、上記４の弁明書の写しを添えて中央区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問を行い、令和７年２月１９日付けで審査会から本件処分は「妥当である」との答申を受けた。

第２ 本件処分内容及び理由

- １ 審査請求人は、令和３年２月に示された中央区学校施設個別施設計画（以下「当初計画」という。）において日本橋中学校（以下「本件学校」という。）の改築は計画されていなかったが、令和４年９月５日に開催された中央区議会・区民文教委員会の資料では、本件学校の改築を必要とする計画（以下「本件計画」という。）となっていることを知り、本件学校の改築に係る状況が変化した経緯を知るために、本件開示請求を行った。
- ２ 処分庁は、本件対象文書につき、全部開示ができるものと、条例所定の不開示部分があるものとに分けた上、条例第１１条第１項の規定により、本件処分を行った。
- ３ 審査請求人は、本件対象文書以外の本件学校の改築が必要となった経緯を示す資料（以下「本件請求文書」という。）が存在するはずであると主張したことから、処分庁は本件請求文書を保有していないか改めて担当課に確認したところ、担当課は本件請求文書に当たる文書は作成しておらず、保有していないと回答した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり本件処分は違法又は不当であると主張し、本件請求文書を全部開示するよう求めている。

社会通念上100億円を超える費用が発生する案件の内部検討資料や内部決裁資料が存在しないことは考えられず、未だに改築が実施されていない案件の内部検討資料や内部決裁資料を廃棄することも考えられない。

担当課は、打合せに係る議事録等の書類は作成しておらず、電子メールによる共有も行っていなかったと主張しているが、打合せの結果を出席者間で文書によって共有することは、出席者間の理解・認識の不一致を防ぐことを目的として、一般社会では標準的に行われていることであり受け入れ難い主張である。

処分庁は、本件請求文書の存否に係る主張立証責任につき、最高裁第二小法廷平成26年7月14日判決（判例タイムズ1407号52頁。以下「平成26年判例」という。）を根拠に、審査請求人が存否に係る主張立証責任を負うと主張しているが、当該判決は、文書が作成されたとしても処分決定時に文書が保有されていたことを推認するには足りない場合の判決であり、本件のように、文書が作成され、それが現在も保有されていることが推認される場合には当てはまらないと考えられる。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、次のとおり主張して本件審査請求の棄却を求めている。

担当課における打合せは、様々な方法により実施されており、口頭のみで行うこともあれば、文書によって行うこともある。また、打合せの結果を文書により共有することを定めた規定はないが、文書による共有を一切行わないものでもない。

本件に関して、担当課では、当初計画から本件計画までの間、本件学校の改築に係る打合せは口頭のみによって実施されており、当該打合せの結果の共有も口頭により行っていた。そのため、審査請求人が主張する本件請求文書は存在しない。

本件請求文書の存否につき、平成26年判例に照らしたところ、本件請求文書を保有していない本件の主張立証責任は、審査請求人にあると解される。

したがって、処分庁は本件請求文書を作成していないことから、本件請求文書は物理的に存在していない。

第4 裁決の理由

1 本件に係る最高裁判例の要旨について

平成26年判例は、要旨次のとおり判示している。

行政機関が行政文書を保有していることが、情報公開法による開示請求権の成立要件とされていることからすれば、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負う。

ある時点において当該行政機関の職員が当該行政文書を作成し、又は取得したことが立証された場合において、不開示決定時においても当該行政機関が当該行政文書を保有していたことを直接立証することができないときに、これを推認することができるか否かについては、当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や不開示決定時までの期間、その保管の体制や状況等に応じて、その可否を個別具体的に検討すべきである。

2 本件請求文書の存否について

審査請求人が存在するはずであると主張する本件請求文書については、担当課における打合せの実施状況及び打合せの結果を文書により共有することを定めた規定が存在しないことに照らすと、本件計画の作成にあたり、担当課において口頭のみによって打合せを行い、本件請求文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点があるとまでは認められない。

本件請求文書を処分庁が保有していることは区政情報開示請求の成立要件であって、その主張立証責任は審査請求人が負うところ（平成26年判例）審査請求人の主張は、ある時点で実施機関の職員が本件請求文書を作成し、又は取得したことを立証するに足りるものとは認められない。平成26年判例の要旨が本件に該当しないとの審査請求人の主張についても、これを肯認することはできない。

以上のことから、処分庁において、本件対象文書の他に本件請求文書に該当する文書を作成及び保有しているとは認められない。

第5 結論

以上のことから、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その全部を開示する旨を決定した本件処分については、処分庁において、本件対象文書の他に本件請求文書として特定すべき文書を作成・保有しているとは認められないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決

する。

令和7年3月31日

審査庁 中央区教育委員会

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区教育委員会となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1の期間が経過する前であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（なお、正当な理由があるときは、上記1の期間及びこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。）